

28pmL-075

裁判例から考える薬剤師の役割－4 薬剤師によるデメリット情報提供の重要性
○針ヶ谷 望¹, 飯野 朗子¹, 住谷 弥奈¹, 土田 裕子¹, 平賀 秀明¹, 秋本 義雄¹
(¹東邦大薬)

【はじめに】いわゆる健康食品はテレビや雑誌など様々な媒体を通して宣伝され、販売されている。その宣伝には多くの場合デメリットが述べられていないが薬剤師はどのように扱っていくべきなのか、あまめしばを巡る裁判例を基に考察する。

【事件の概要と判断】健康食品としてあまめしばを摂取した消費者A、Bが閉塞性細気管支炎を発症した。このあまめしばには閉塞性細気管支炎を発症させることが明らかになっていたにも関わらず、その事を消費者に伝えることなく販売した製造元と販売元、あまめしばを紹介した出版社、推薦記事を書いた医師に対して損害賠償を求めた。

裁判所は、製造物責任法の違反があったとして製造元と販売元、そして食品に対しても危険がある場合には消費者に警告せねばならないとして医師に対し、連帯してAに約2200万円、Bに約5400万円支払うように命じた。

【得られた教訓】医師・薬剤師をはじめとする医療従事者は、医薬品だけでなく健康食品などの健康に影響を与える可能性のある健康関連生活用品にも注意を払い、デメリットがある場合にはその情報を患者・顧客に伝えなければならない。

【薬剤師への当てはめ】薬剤師は、医薬品だけでなく、いわゆる健康食品を含めた健康関連生活用品を通じて国民の健康な生活の確保・維持に貢献する立場にあると考える。これらの健康へのメリットだけでなく、デメリットを把握し、利用者に根拠に基づいた情報提供を行うことは必要最低限の職能であると考えられる。そのためには、薬剤師は患者・顧客とのコミュニケーションを図ることで信頼関係を築き、薬局やドラッグストアにおいて患者・顧客が気軽に健康相談が受けられる場になるよう努めなければならないと考える。